

BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約約款

目次

第 1 章	総則.....	3
第 1 条	(本約款の適用)	3
第 2 条	(本約款の変更)	3
第 3 条	(用語の定義)	3
第 2 章	契約.....	4
第 4 条	(契約の成立)	4
第 5 条	(契約の単位)	5
第 6 条	(ID 等)	5
第 7 条	(サービス利用の要件等)	5
第 8 条	(申込)	6
第 9 条	(申込の承諾等)	6
第 10 条	(初期契約解除)	7
第 11 条	(契約者の名称の変更等)	8
第 12 条	(契約上の地位の相続)	8
第 13 条	(権利の譲渡制限)	8
第 14 条	(契約者の解約)	8
第 15 条	(当社の解約)	9
第 16 条	(移転時の契約の扱い等)	10
第 3 章	利用中止等.....	10
第 17 条	(利用の中断)	10
第 18 条	(利用の停止)	11
第 4 章	通信.....	12
第 19 条	(利用の制限等)	12
第 5 章	料金等.....	12
第 20 条	(契約者の支払義務等)	12
第 21 条	(料金の計算方法)	13
第 22 条	(初期費用の額等)	13
第 23 条	(月額料金の額等)	13
第 24 条	(債権の譲渡)	13
第 25 条	(遅延損害金)	13
第 26 条	(消費税)	13

第 27 条	(利用不能の場合における料金の調整)	14
第 28 条	(料金等の請求方法)	14
第 29 条	(料金等の支払方法)	14
第 30 条	(遅延損害金の支払方法)	15
第 6 章	保証等	15
第 31 条	(保証及び責任の限定)	15
第 7 章	雑則	16
第 32 条	(サービスの変更、追加又は廃止)	16
第 33 条	(サービスの提供区域及び範囲)	16
第 34 条	(自己責任の原則)	16
第 35 条	(商業活動、著作権侵害、その他の禁止行為)	17
第 36 条	(契約者に係る情報の通知等)	18
第 37 条	(個人情報及び秘密情報の保護)	19
第 38 条	(通信の秘密)	19
第 39 条	(分離可能性)	19
第 40 条	(専属的合意管轄裁判所)	20

第1章 総則

第1条 (本約款の適用)

1. エキサイト株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「事業法」といいます。）に基づき、この BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これにより BB.excite コネクト IPoE 接続プランを提供します。
2. 本約款は、当社が提供する BB.excite コネクト IPoE 接続プランを利用する契約者（第 3 条（用語の定義）に定義します。以下同様とします。）全てに適用されます。
3. 別途定める以下の各号の利用規約等は、本約款の一部を構成するものとします。なお、以下の各号の利用規約等と本約款の規定が抵触する場合には、本約款を優先して適用するものとします。
 - (1) エキサイト・サービス利用規約 (<https://info.excite.co.jp/agreement/>)
 - (2) プライバシーポリシー (<https://info.excite.co.jp/privacy-policy/>)
 - (3) 名称の如何を問わずに BB.excite コネクト IPoE 接続プランに関連して当社が書面又はウェブサイト等で別途定める重要事項説明書、ガイドライン、ルール、注意事項、お知らせ及び当社からの通知事項
4. BB.excite コネクト IPoE 接続プランの申込者（第 3 条（用語の定義）に定義します。）は、本約款の内容を承諾の上、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用に関する申込を行うものとします。
5. 契約者は、BB.excite コネクト IPoE 接続プランを利用するにあたり、本約款を十分に理解した上で誠実に遵守するものとします。

第2条 (本約款の変更)

当社は、法令等の変更、社会経済情勢の変動、その他当社が必要と認める場合には、本約款を変更できるものとします。本約款を変更する場合、変更後の本約款の施行時期及び内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は契約者に通知します。但し、法令上契約者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で契約者の同意を得るものとします。

第3条 (用語の定義)

本約款において、以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

- (1) 「BB.excite 契約サービス」とは、「サービス利用約款」(<https://bb.excite.co.jp/guide/guidance/>) 等に基づき提供される、通信及び通信に付随又は関連するサービス群の総称を意味します。
- (2) 「BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約」とは、BB.excite コネクト IPoE 接続プ

ランの利用に関する契約を意味します。

- (3) 「BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込」とは、BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約の申込を意味します。
- (4) 「BB.excite コネクト IPoE 接続プランの申込者」とは、BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込をした個人を意味します。
- (5) 「契約者」とは、当社と BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約を締結している個人を意味します。
- (6) 「BB.excite メンバーID」とは、当社が BB.excite 契約サービスの利用に関し契約者に対して付与する ID であって、全ての種類の BB.excite 契約サービスに共通のものを意味します。
- (7) 「BB.excite メンバーパスワード」とは、当社が BB.excite 契約サービスの利用に関し契約者に対して付与するパスワード（変更後のパスワードを含みます。）であって、全ての種類の BB.excite 契約サービスに共通のものを意味します。
- (8) 「ID 等」とは、BB.excite メンバーID 及び BB.excite メンバーパスワードの総称を意味します。
- (9) 「オンラインサインアップ」とは、オンラインの端末を使用して行う BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込を意味します。
- (10) 「サービス開始日」とは、BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込を当社が承諾した後、当社が契約者にサービス開始日として通知する日を意味します。
- (11) 「消費税相当額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号。その後の改正を含みます。）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。その後の改正を含みます。）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の合計額を意味します。

第2章 契約

第4条 （契約の成立）

- 1. BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約は、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの申込者が本約款に同意した上で、当社の別途定める手続に従い BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込をし、当社が第 9 条（申込の承諾等）に定める承諾により当該 BB.excite コネクト IPoE 接続プランの申込者を契約者として登録した時点をもって成立するものとします。当社は、BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約の成立後、契約内容を記載した書面（電子メールを含み、以下「契約書面」といいます。）を契約者に交付します。
- 2. サービス開始日は当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を契約書面にて契約者に通知するものとします。

第5条 (契約の単位)

当社は、1種類のBB.excite コネクト IPoE 接続プラン毎に1つのBB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約を締結するものとします。

第6条 (ID 等)

1. 契約者は、ID 等の管理責任を負うものとします。
2. 当社は、契約者が BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID 等の提示を求めることがあります。
3. 契約者は、ID 等を第三者に利用させてはならないものとします。
4. 契約者は、ID 等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、契約者による ID 等の使用上の過誤又は第三者による ID 等の不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。また、当社は、契約者の ID 等を用いてなされた BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用は当該契約者によるものとみなし、当該契約者は BB.excite コネクト IPoE 接続プランの料金（第 20 条（契約者の支払義務等）に定義します。以下同様とします。）を負担するほか、利用の結果に対して一切の責任を負担するものとします。
5. 契約者は、BB.excite メンバーID を変更することはできません。

第7条 (サービス利用の要件等)

1. 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うためのメールアドレス（当社が提供するサービスにかかるものである必要はありません。）を当社に対して指定するものとします。当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。
2. 当社は、前項の他、BB.excite 契約サービスに関するウェブサイト上の表示その他当社が適当と判断する方法により、契約者に対し BB.excite コネクト IPoE 接続プランに関する情報を通知します。なお、契約内容に関する通知は、当社から契約者に対して契約書面を交付することにより行うものとします。
3. 当社から契約者への通知は、前二項に基づき電子メールの送信もしくは当社が適当と判断する方法による通知行為が行われた時点、又は、契約者が契約書面を受領した時点より効力を発するものとします。
4. 当社は、第 1 項に基づき契約者が指定したメールアドレス又は当社に届け出た住所、電話番号に対して、BB.excite 契約サービスその他の当社が提供するサービス及び当社と提携する第三者が提供するサービスに関するお知らせ（宣伝、広告等を含みます。）を記載した電子メール・郵送物を送信若しくは送付又は電話にて通知することがあり、

契約者は予めこれを承諾するものとします。当社は契約者に対して、これらの通知内容に応じて購入された商品又はサービスに関して何ら保証しないものとします。

第8条 （申込）

1. BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込は、本約款の内容を承諾した上で、以下各号に定める方法にて行うものとします。
 - (1) 当社が指定する方法によるオンラインサインアップに対する申込。
 - (2) 当社が運営する電話窓口に対する電話申込。
 - (3) 当社が指定する方法による BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込の取次をする業者（以下「BB.excite コネクト IPoE 接続プラン取次代理店」といいます。）を利用した申込。
2. 当社は、以下各号に定める時点で BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込があったものとみなします。
 - (1) オンラインサインアップ及び電話窓口を利用した申込を行った場合：BB.excite コネクト IPoE 接続プランの申込者の当該申込が完了した時点。
 - (2) BB.excite コネクト IPoE 接続プラン取次代理店を利用した申込を行った場合：当社が BB.excite コネクト IPoE 接続プラン取次代理店から当該申込に関する通知を受領した時点。
3. BB.excite コネクト IPoE 接続プランの申込者は、BB.excite コネクト IPoE 接続プラン取次代理店を利用した場合、当該 BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込に際して BB.excite コネクト IPoE 接続プラン取次代理店に提供する BB.excite コネクト IPoE 接続プランの申込者の情報が BB.excite コネクト IPoE 接続プラン取次代理店から当社に通知されることに予め了承するものとします。
4. BB.excite コネクト IPoE 接続プランの申込者は、当社が東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）、西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）、協定事業者（BB.excite コネクト IPoE 接続プランを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）にその BB.excite コネクト IPoE 接続プランの申込者のお客様 ID、アクセスキー等 BB.excite コネクト IPoE 接続プランを提供するために必要な情報を通知することについて、同意するものとします。

第9条 （申込の承諾等）

1. 当社は、BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込があったときは、これを自己の裁量で承諾します。ただし、以下に掲げる事由に該当する場合には、当該 BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込を承諾しないことができるものとします。
 - (1) BB.excite コネクト IPoE 接続プランの申込者が BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約上の債務の履行を怠るおそれがあることが明らかである場合。

- (2) BB.excite コネクト IPoE 接続プランの申込者が第 18 条（利用の停止）第 1 項各号の事由に該当する場合。
- (3) BB.excite コネクト IPoE 接続プランの申込者が、BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解約し、もしくは当該サービスの利用を停止されたことがある場合。
- (4) BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知した場合。
- (5) BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込に際し、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定した場合。
- (6) BB.excite コネクト IPoE 接続プランの申込者が反社会的勢力に属し、又は反社会的勢力を利用していた場合。
- (7) その他当社が不適当と判断した場合。
- 2. 前項の規定により BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込を拒絶したときは、当社は、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの申込者に対しその旨を通知します。
- 3. 当社は、第 1 項に掲げる事由の判断のため、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの申込者に対し、本人性確認のための公的証明書その他の書類の提出を要請する場合があります。この場合において、当該 BB.excite コネクト IPoE 接続プランの申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第 1 項に基づく BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込の承諾を留保又は拒絶することができるものとします。

第10条 （初期契約解除）

- 1. BB.excite コネクト IPoE 接続プランは、事業法第 26 条の 3 に定める初期契約解除（以下「初期契約解除」といいます。）の対象となります。
- 2. 契約者は、契約書面の受領日を 1 日目として 8 日目までの間に、当社所定の窓口在所定の方法にて通知することにより、BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約を解除することができるものとします。この場合において、当社は、解除までの期間に応じた BB.excite コネクト IPoE 接続プランの月額料金、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの提供のために必要な工事を実施している場合における当該工事費用及び契約締結費用の支払いについて、事業法が定める範囲内において、契約者に請求することができるものとします。
- 3. 初期契約解除対象とならない契約者が BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約の解除を希望する場合は、第 14 条（契約者の解約）に定める方法にて解約するものとします。

第11条 （契約者の名称の変更等）

1. 契約者は、その氏名、住所又は居所、メールアドレス、当社に届け出たクレジットカード、その他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。
2. 契約者は、前項の通知を怠った場合において当社からの通知が不到達となった場合、当社からの通知を受領拒否した場合、その他正当な理由なく当社からの通知が到達することを妨げた場合、これらの通知が通常到達すべき時に到達したと看做されることを予め異議なく承諾するものとします。
3. 契約者は、第1項の通知を怠ったことにより、BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約の解約、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用の停止その他の不利益を被る可能性があることにつき、予め了承するものとします。
4. 当社は、契約者が第1項の通知を怠ったことにより不利益を被ったとしても一切責任を負わないものとします。
5. 契約者以外の第三者が契約者の名称等の変更を申し出た場合、契約者からの委任状及び本人性確認のための公的証明書の提出が必要となる場合があります。

第12条 （契約上の地位の相続）

1. 契約者である個人が死亡したときは、当該個人（以下「元契約者」といいます。）にかかる BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約は終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人は、引き続き当該契約にかかる BB.excite コネクト IPoE 接続プランの提供を受けることができます。この場合、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。
2. 前項の場合、相続人は本人性確認のための公的証明書の提出が必要となる場合があります。
3. 第9条（申込の承諾等）の規定は、第1項の場合について準用します。この場合において、同条中「BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込」とあるのは「申出」と、「BB.excite コネクト IPoE 接続プランの申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

第13条 （権利の譲渡制限）

契約者は、当社が事前に承認した場合を除き、BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約に基づく権利の全部もしくは一部を譲渡又は貸与することができません。

第14条 （契約者の解約）

1. 契約者は、当社に対し、契約毎に当社の指定するウェブサイト上の解約フォーム（以下

「指定解約フォーム」といいます。) を利用し、オンラインによる解約方法で通知をすることにより、BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約を解約することができます。この場合において、当該解約の効力は、当該解約申込月末日に生じるものとします。

2. 第 17 条（利用の中断）第 1 項又は第 19 条（利用の制限等）の事由が生じたことにより BB.excite コネクト IPoE 接続プランを利用することができなくなった場合もしくは契約者においてインターネットを利用して指定解約フォームからオンラインによる解約をすることが困難となった特段の事情が存在する場合には、契約者は、前項の規定にかかわらず、当社が別途当該契約者に対して指定する方法で当社に通知することにより、当該契約を解約することができます。この場合において、当該解約は、前項に定める日と同日にその効力が生じるものとします。
3. 当社は第 1 項及び第 2 項の規定による解約がなされた場合でも、既に受領した BB.excite コネクト IPoE 接続プランの料金その他の金銭の払い戻し等は一切行いません。
4. 第 32 条（サービスの変更、追加又は廃止）第 1 項の規定により BB.excite コネクト IPoE 接続プランの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止された BB.excite コネクト IPoE 接続プランにかかる BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約が解約されるものとします。
5. 本条による契約者の解約の場合、解約の時点において発生している BB.excite コネクト IPoE 接続プランの料金その他の債務の履行は第 5 章に基づきなされるものとします。

第15条 （当社の解約）

1. 当社は、以下に掲げる事由があるときは、BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約を解約することができます。
 - (1) 第 18 条（利用の停止）第 1 項各号の事由があると当社が判断したとき。
 - (2) 第 32 条（サービスの変更、追加又は廃止）第 1 項に定める BB.excite コネクト IPoE 接続プランの廃止を当社が判断したとき。
 - (3) 契約者の責めに基づく理由により、当社が BB.excite コネクト IPoE 接続プランを提供できないとき。
 - (4) 本約款又は本約款に付随して当社が定める規定等に契約者が違反したと当社が判断したとき。
 - (5) その他、当社が BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約の継続が困難だと判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約を解約するときは、契約者に対し、その旨を通知するものとします。この場合において、当該解約の効力は、当該解約通知をした日に生じるものとします。
3. 本条による当社の解約の場合においても、解約の時点において発生している BB.excite

コネクト IPoE 接続プランの料金その他の債務の履行は第 5 章に基づきなされるもの
とします。

4. 本条の定めに従って BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約が解約された場合において、契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。
5. 本条による当社の解約にあたり、契約者の所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧に要する費用は、契約者が負担するものとします。
6. 本条の規定にかかわらず、当社は解約する義務を負うものではないものとします。

第16条 （移転時の契約の扱い等）

1. 契約者は、引越し等に伴い光回線を NTT 東日本地域から NTT 西日本地域へ移転し、又は NTT 西日本地域から NTT 東日本地域へ移転（以下「回線移転」といいます。）する場合、移転先のお客様 ID、アクセスキーその他 BB.excite コネクト IPoE 接続プランを提供するために必要な情報を当社の指定する方法にて通知することにより、移転先においても継続して利用することができるものとします。
2. 契約者は、回線移転をする場合において前項に規定する移転先に係る情報を当社に通知せず、また第 14 条（契約者の解約）に基づき、移転元において締結した BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約の解約手続を怠った場合には、契約者が移転先において BB.excite コネクト IPoE 接続プランを利用することができなかつたとしても、移転元において締結した当該契約に基づく月額料金の支払い義務を免れないものとします。

第3章 利用中止等

第17条 （利用の中断）

1. 当社は、以下に掲げる事由があるときは、何らの責任も負うことなく、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの提供を中断することがあります。なお、第 3 号及び第 4 号の事由による中断の場合には予め通知を行なうものとします。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。
 - (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
 - (3) 第 19 条（利用の制限等）の規定により、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用を中止するとき。
 - (4) その他当社が必要と判断したとき。
2. 当社は、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの提供を中断するときは、契約者に対し、前項第 1 号により中断する場合にあつては、その 7 日前までに、同項第 2 号により中断する場合にあつては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第18条 （利用の停止）

1. 当社は、契約者が以下に掲げる事由に該当するときは、何らの責任も負うことなく、当該契約者の利用にかかる全ての BB.excite コネクト IPoE 接続プランについてその全部もしくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。
 - (1) 本約款に定める契約者の義務に違反したとき。
 - (2) BB.excite コネクト IPoE 接続プランの料金等 BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき。
 - (3) 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき。
 - (4) BB.excite コネクト IPoE 接続プランの料金等の支払意思が確認できないとき。
 - (5) 当社が指定する方法による、有効な決済手段の登録がなされないとき、登録された決済手段による決済ができないとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (6) 違法に、又は公序良俗に反する態様において BB.excite コネクト IPoE 接続プランを利用したとき。
 - (7) BB.excite コネクト IPoE 接続プランの使用量が一般的なユーザーの使用量に比して大きく、他の契約者による BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用に支障をきたすと当社が判断した場合等、当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様において BB.excite コネクト IPoE 接続プランを利用したとき。
 - (8) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において BB.excite コネクト IPoE 接続プランを利用したとき。
 - (9) 第 9 条（申込の承諾等）第 1 項に定める BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込の拒絶事由に該当するとき。
 - (10) 契約者に対する破産手続開始の申立があったとき、又は契約者が後見開始の審判を受けたとき、保佐開始の審判を受けたときもしくは補助開始の審判、民事再生手続開始等他の法的手続を受けたとき。
 - (11) 当社が契約者と連絡がとれなくなったとき。
 - (12) 前各号に掲げるほか、当社が不適切と判断する態様において BB.excite コネクト IPoE 接続プランを利用したとき。
2. 当社は、前項の規定による利用の停止の措置を講じるときは、契約者に対し、予めその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、前項第 6 号、第 7 号及び第 11 号に該当する場合の他、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
3. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第 1 項の措置をとることを妨げるものではないものとします。
4. 当社から BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用に関し説明を求められたときは、

契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。

5. 契約者が複数の BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約を締結している場合において、当該 BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約のうちいずれかについて第 1 項の規定により BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用を停止されたときは、当社は、当該契約者が締結するほかの全ての BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約において BB.excite コネクト IPoE 接続プランの提供を停止することができるものとします。
6. 当社は、本条に基づく BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用の停止について、損害賠償又は BB.excite コネクト IPoE 接続プランの料金の全部若しくは一部の返金を行いません。
7. 本条の規定にかかわらず、当社は BB.excite コネクト IPoE 接続プランの停止義務を負うものではありません。

第4章 通信

第19条 （利用の制限等）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用を制限又は中止する措置をとることがあります。この場合、当社は、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号。その後の改正を含みます。）に定める消費者契約に該当する場合を除き、当社に故意又は重大な過失がない限り、契約者又は第三者が被ったいかなる損害及び不利益について一切責任を負わないものとします。

第5章 料金等

第20条 （契約者の支払義務等）

1. 契約者は、当社に対し、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用に関し、第 22 条（初期費用の額等）から第 27 条（利用不能の場合における料金の調整）までの規定により算出した当該サービスにかかる初期費用、月額料金及びその他定める料金（以下、三者を総称して「BB.excite コネクト IPoE 接続プランの料金」といいます。）を支払うものとします。
2. 初期費用の支払義務は、当社が BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込を承諾したときに発生します。
3. 月額料金は、サービス開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第 18 条（利用の停止）の規定により

BB.excite コネクト IPoE 接続プランの提供が停止された場合における当該停止の期間は、第 27 条（利用不能の場合における料金の調整）に規定される場合を除き、当該サービスにかかる月額料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第21条 （料金の計算方法）

サービス開始日又は BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約の解約の日が暦月のいずれの日にもかかわらず、当該日の属する月の BB.excite コネクト IPoE 接続プランの月額料金の額は、日割り計算は行わず、当該日の属する月の 1 ヶ月分の金額とします。

第22条 （初期費用の額等）

初期費用の額は、0 円とします。

第23条 （月額料金の額等）

月額料金の額は、770 円（税込）とします。

第24条 （債権の譲渡）

当社は、本約款の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあり、契約者はそれを承諾するものとします。

第25条 （遅延損害金）

1. 契約者は、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの料金その他 BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約上の債務の支払を怠ったときは、次項で定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 遅延損害金の額は、未払債務に対する年 14.6 パーセントの割合により算出した額とします。なお、かかる計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、当社は、その端数を切り捨てるものとします。

第26条 （消費税）

契約者が当社に対し BB.excite コネクト IPoE 接続プランに関する債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を合わせて支払うものとします。なお、当社は、消費税相当額の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第27条 （利用不能の場合における料金の調整）

1. 当社の責に帰すべき事由により BB.excite コネクト IPoE 接続プランが全く利用し得ない状態が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知ったときから連続して 24 時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 1 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。
2. 前項の規定は、本約款において、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの種類毎に別の定めをした場合には適用されないものとします。

第28条 （料金等の請求方法）

1. 当社は、契約者に対し、月毎に、月額料金その他の料金を請求します。
2. 前項において、当社は、契約者に対し、請求書及び領収書を発行する義務を負わないものとします。

第29条 （料金等の支払方法）

1. 契約者は、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの料金について当社が指定したクレジットカード会社の発行するクレジットカードにて、当該クレジットカード会社の規約に基づき当社が指定する日までに支払うこととします。
2. 当社は、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの料金及びこれにかかる消費税相当額を、クレジットカード会社に請求するものとします。
3. 契約者とクレジットカード会社との間で BB.excite コネクト IPoE 接続プランの料金その他の債務に関して紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合を除き、当社に故意又は重大な過失がない限り一切の責任を負わないものとします。
4. 契約者は、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの料金その他 BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約上の債務に関して、以下に掲げる事項を予め承諾するものとします。
 - (1) 契約者が、クレジットカードにて、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの料金その他 BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約上の債務の支払を怠った又は当社が債務の支払を確認できなかった場合、当社が当該契約者に対して有する債権を回収するために要する費用を当該契約者が負担すること。また、当社が当該契約者に対し、払込票による債権回収を行った場合、払込票決済手数料として、当該契約者は、440 円（税込）を負担すること。

- (2) 契約者が当社に対し債権を保有する場合、当社は当該債権と BB.excite コネクト IPoE 接続プランの料金その他 BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約上の債務と対当額で相殺することができること。
- (3) 当社は、契約者に何ら通知を行うことなく、当社が契約者から BB.excite コネクト IPoE 接続プランの料金その他 BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約上の債務（第 1 号に定める債権を回収するために要する費用及び第 25 条（遅延損害金）に定める遅延損害金を含みます。）の支払いを受ける権利の全部又は一部を、国が認可した債権管理回収専門業者、その他、当社が指定した第三者に譲渡する場合があること。
- (4) 契約者がクレジットカードによる支払を選択した場合、当該クレジットカード会社が定める毎月の締切日等の関係により、2 ヶ月分の BB.excite コネクト IPoE 接続プランの料金が合算して請求となる場合があること。

第30条 （遅延損害金の支払方法）

第 29 条（料金等の支払方法）の規定は、第 25 条（遅延損害金）の場合について準用します。

第6章 保証等

第31条 （保証及び責任の限定）

- 1. 当社は、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの以下の事項について保証しません。
 - (1) 通信が常に利用可能であること。
 - (2) 通信の伝送帯域や速度。
 - (3) BB.excite コネクト IPoE 接続プランを利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないことその他通信の品質等に瑕疵のないこと。
- 2. 当社は、契約者が BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。
- 3. 契約者が BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。
- 4. 当社は、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合を除き、当社に故意又は重大な過失がない限り、契約者が BB.excite コネクト IPoE 接続プランとともに他社サービスを利用した際に発生する問題、トラブル、損害等につき一切の責任を負いません。

第7章 雑則

第32条 (サービスの変更、追加又は廃止)

1. 当社は、都合により BB.excite コネクト IPoE 接続プランの全部又は一部をいつでも変更、追加並びに廃止することができるものとします。
2. 当社は、前項による BB.excite コネクト IPoE 接続プランの全部もしくは一部の変更、追加又は廃止につき、何ら責任を負うものではありません。
3. 当社は、第 1 項の規定により BB.excite コネクト IPoE 接続プランの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 1 ヶ月前までに、その旨を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により通知します。

第33条 (サービスの提供区域及び範囲)

1. BB.excite コネクト IPoE 接続プランの提供区域は、日本国の全ての地域とします。
2. BB.excite コネクト IPoE 接続プランを利用可能な光回線種別は、NTT 東日本、NTT 西日本が提供する以下の品目及び光コラボレーション事業者の提供する光回線とします。
 - (1) フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ
 - (2) フレッツ 光ネクスト マンションタイプ
 - (3) フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ
 - (4) フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ
 - (5) フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼
 - (6) フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 隼
 - (7) フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ
 - (8) フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ
 - (9) フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ
 - (10) フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ
 - (11) フレッツ 光ライト ファミリータイプ
 - (12) フレッツ 光ライト マンションタイプ

第34条 (自己責任の原則)

1. 契約者は、自ら BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用に関してなした一切の行為及びその結果について、責任を負うものとします。第 32 条 (サービスの変更、追加又は廃止) に定める当社の権限は、当社に特定の措置を講ずべき義務を課すものではありません。
2. 契約者は、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用に伴い、第三者から問合せ等があった場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

3. 契約者は、本約款に違反し、もしくはBB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用に伴い故意又は過失により、当社又は第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって当該損害を賠償するものとします。
4. BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用に関して当社が契約者に支払う損害賠償額は、当社に故意又は重大な過失がない限り、直近 1 年間に当該契約者から当社が受領した BB.excite コネクト IPoE 接続プランの料金の総額の 2 分の 1 を超えないものとします。

第35条 （商業活動、著作権侵害、その他の禁止行為）

1. 契約者は、BB.excite コネクト IPoE 接続プランに関して、以下の行為を自ら行い、又は第三者に行わせてはならないものとします。
 - (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為。
 - (2) BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用を通じて入手したテキストデータ、音声、画像、映像、ソフトウェア、その他の物品やデータ等（以下、総称して「データ等」といいます。）を、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、出版、公表、譲渡、公衆送信、改変その他の態様で利用する行為。
 - (3) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
 - (4) 当社又は第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
 - (5) 当社又は第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はこれらの名誉もしくは信用を毀損する行為。
 - (6) 詐欺等の犯罪行為に関連し、もしくは犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為又はそれらのおそれのある行為。
 - (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待を内容とした画像、文書等を送信又は表示する行為、その他風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業に該当する行為又はそのおそれのある行為。
 - (8) 無限連鎖講（ネズミ講）及びこれに類似するものを開設し、又はこれらを勧誘する行為。
 - (9) BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用によりアクセス可能となる当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為。
 - (10) 第三者になりすまして BB.excite コネクト IPoE 接続プランを利用する行為。
 - (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為。
 - (12) 第三者が行った通信環境の設定（ダイヤルアップネットワークの設定等）を、ダイヤル Q2や国際電話等の通常の電話回線よりも高額な回線に変更してしまうようなプログラムないしソフトウェアを配置し、又は送信する行為。（例：ダイヤル Q2 に接続されるように設定された exe 等のプログラムを設置する行為等）

- (13) 第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為又は嫌悪感を抱かせるおそれのある電子メールを送信する行為。第三者が拒絶しているにもかかわらず、正当な理由なく繰り返し電子メールを送信する行為。第三者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為。
 - (14) 当社又は第三者の通信設備、コンピュータ、その他の機器及びソフトウェアに無権限でアクセスし、又はその利用もしくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為。（例：ポートスキャン、不正アクセス等）
 - (15) 当社及び第三者の設備に著しく負荷を及ぼす態様でサービスを利用する行為。
 - (16) 一般的な利用と比較して著しく異なる利用によりサービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為。
 - (17) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を取得する行為。
 - (18) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。
 - (19) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます。）に関連するデータ等へリンクを張る行為。
 - (20) 上記各号の他、法令、本約款又は公序良俗に違反（売春、暴力、残虐行為等）する行為、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの運営を妨害する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損し、もしくは当社もしくは第三者の財産権を侵害する行為、又はこれらのおそれのある行為、その他第三者もしくは当社に不利益を与える行為。
2. 契約者は、前項に掲げた行為の他、当社が事前に承認した場合を除き、BB.excite コネクト IPoE 接続プランに関して、以下に掲げる行為を自ら行い、又は第三者に行わせてはならないものとします。
- (1) 商業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用を行う行為。
 - (2) 公職選挙法に抵触する行為。
 - (3) 第三者の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等も含みます。）において、その管理者の意向に反する内容の、又は態様で宣伝その他の書き込みをする行為。

第36条 （契約者に係る情報の通知等）

- 1. 契約者は、当社が第 24 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者等第三者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報及び第 18 条（利用の停止）の規定に基づき BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者へ通知する場合があることについて、同意するものとします。
- 2. 契約者は、当社が第 24 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する

場合において、請求事業者がその BB.excite コネクト IPoE 接続プランに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意するものとします。

第37条 （個人情報及び秘密情報の保護）

1. 当社は、契約者の個人情報及び秘密情報（以下、総称して「個人情報」といいます。）を、当社のプライバシーポリシー（<https://info.excite.co.jp/privacy-policy/>）に従って取り扱い、本約款に定めるほかは BB.excite 契約サービスの提供以外の目的のために利用しないととも、個人識別が可能な状態で第三者に開示、提供しないものとします。ただし、契約者が開示に同意した場合、裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示が求められる場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合は、この限りではありません。
2. 契約者は、自らの個人情報を BB.excite コネクト IPoE 接続プランを利用して公開するときは、第 34 条（自己責任の原則）が適用されることを承諾します。
3. 当社は、契約者の個人情報を利用して、契約者の属性の集計、分析を行い、かつ契約者が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規サービスの開発等の業務のために利用、処理することがあります。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
4. 当社は、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 5 条第 1 項各号に該当する請求があった場合、第 1 項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示する場合があります。

第38条 （通信の秘密）

1. 当社は、事業法第 4 条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとします。
2. 当社は、契約者の BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用記録の集計、分析を行い、統計資料を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
3. 当社は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号。その後の変更を含みます。）又は犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成 11 年法律第 137 号）等の法令の定めに基づく強制的な処分又は裁判所の命令が行われた場合には、当該処分又は裁判所の命令の定める範囲内で第 1 項に定める守秘義務を負わないものとします。

第39条 （分離可能性）

本約款のいずれかの条項又は条項の一部が消費者契約法その他の法令において無効と判断される場合であっても、かかる無効は本約款の他の条項に影響を及ぼさず、本約款の条項は有効に存続するものとします。

第40条 （専属的合意管轄裁判所）

当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2018 年 7 月 19 日制定

2020 年 2 月 26 日一部改定

2021 年 2 月 1 日一部改定

2024 年 7 月 16 日一部改定